

三豊市公告第17号

入札公 告

次のとおり制限付一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、三豊市建設工事執行規則(平成18年規則第191号)第6条第1項の規定により公告する。

令和6年4月19日

三豊市長 山下 昭史

第1 入札に付する事項

- | | |
|----------|--|
| 1 工事名 | 令和6年度 三豊市立松崎地区就学前施設造成工事 |
| 2 工事の場所 | 三豊市詫間町松崎 地内 |
| 3 工事の概要 | <ul style="list-style-type: none">・土工 一式・擁壁工 L = 187m・排水工 自由勾配側溝 L = 99m U型水路 L = 94m
L型水路 L = 19m 集水桿 N = 2基・構造物取壊工 一式・防護柵工 L = 188m・舗装工 一式・給水管工 一式・仮設工 一式 |
| 4 工期 | 令和6年6月10日 から 令和7年1月27日 |
| 5 予定価格 | ¥70,016,100-(消費税及び地方消費税相当額を含む。) |
| 6 最低制限価格 | 設定 |
| 7 入札手続 | この工事は、資料の提出、入札等をかがわ電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)で行うものである。ただし、電子入札システムにより難い者(代表者等の変更により、ICカードの発行手続き中である場合)は、市長の承諾を得て紙入札方式によることができる。 |

第2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、単体企業であって次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。(なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条第1項の規定に該当しない者である。)
- 2 三豊市建設工事指名停止等措置要領(平成18年三豊市告示第96号)による指名停止期間中の者でないこと。

- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、三豊市の入札参加資格審査を受けたもの。
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた後に、三豊市の入札参加資格審査を受けたもの。
- 4 三豊市内に本社を有する者で、三豊市の令和5・6年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加者名簿」という。）に土木一式工事Aランクで登載され、その評点が960点以上であること。
- 5 国又は地方公共団体が発注した本工事と同種工事（土木一式工事）の元請（特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合は出資比率が20%以上の代表者又は構成員に限る。）として、当該請負金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が3千万円以上の施工実績（平成21年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限る。以下同じ。）があること。共同企業体の場合は、出資比率を乗じた額が3千万円以上であること。
- 6 当該工事に必要な主任技術者又は監理技術者（第3に定める確認資料の提出期限日において当該入札参加者と3箇月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できること。
- 7 当該工事を請け負い、一部を下請けに出す際の下請代金が4,500万円以上となる場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による、特定建設業（土木一式工事業）の許可を受けていること。

第3 入札参加資格の確認申請等

1 入札参加希望者が提出する確認資料

入札参加希望者は、次の書類（以下、「確認資料」という。）を提出しなければならない。なお、申請書は、電子入札システムにより提出する。

ただし、電子入札システムにより難い者は、市長の承認を得て持参により第3の2の(3)の場所に提出することができるものとし、郵送等による送付又は電送によるものは受け付けない。

(1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 施工実績（様式第2号）

第2の5に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績を記載すること。

※記載内容が確認できる書類（契約書、当該部分が記載されている仕様書等の原本及び写し並びに当該工事の完成が確認できる書類の原本及び写し）を添付すること。ただし、(財)日本建設情報総合センターの工事実績情報システムに登録されている場合は、登録内容確認書（工事実績）又は竣工時工事カルテ受領書（記載内容のわかる部分）の写しを提出することでこれに代えることができる。

(3) 配置予定の技術者の資格・工事経験（様式第3号）

第2の6に掲げる要件の配置予定技術者の資格及び工事の施工経験を記載すること。
※記載内容が確認できる以下の書類を添付すること。

- ア 「法令による免許」については、当該資格を証する書類（監理技術者講習終了証又はこれに代わる書類を含む。）
- イ 「工事経験」については、契約書、当該部分が記載されている仕様書等の原本及び写し並びに当該工事の完成が確認できる書類の原本及び写し。ただし、C O R I N Sに登録されている場合は、登録内容確認書（工事実績）又は竣工時工事カルテ受領書（記載内容のわかる部分）の写しを提出することでこれに代えることができる。
- ウ 確認資料の提出期限日以前に3箇月以上の雇用関係があることを証する書類（雇用保険の資格取得等確認通知書又は被保険者証の写し、健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書の写し等）
 - (4) 紙入札参加承諾申請書（様式第4号）（電子入札システムによる参加が出来ない場合）
 - (5) 設計図書等貸与申込書（様式第5号）（電子入札システムによる参加が出来ない場合）
 - (6) 電子入札システムによる申請書の受付期間
本件公告日から令和6年5月10日（金）まで（電子入札システム稼働時間中。ただし、最終日は午後3時まで）とする。

2 確認資料の受付（紙入札の場合）

- (1) 受付期間 本件公告日から令和6年5月10日（金）まで。
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- (3) 受付場所 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1
三豊市総務部管財課 電話番号 0875-73-3003

3 その他

- (1) 確認資料等の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された確認資料等は、返却しない。

第4 設計図書等の閲覧等

- 1 設計図書の閲覧
 - (1) 閲覧期間 本件公告日から令和6年5月31日（金）まで。
 - (2) 閲覧場所 かがわ電子入札システム
ただし、設計図書等貸与申込書の提出のあった者は、本件公告日から同年5月31日（金）まで第3の2の（2）の時間に第3の2の（3）の場所で閲覧に供する。（休日等を除く）
- 2 設計図書等について質問がある場合は、電子入札システムにより質疑を提出のこと。（提出期間及び閲覧期間については下記のとおり）
ただし、紙入札参加承諾を得た者は、質問事項を記載した書面を持参により第3の2の（3）の場所へ提出することができるものとする。

(1) 提出期間 令和6年5月15日（水）から令和6年5月21日（火）まで
(電子入札システム稼働時間中。ただし、最終日は午後3時までとする。)

3 2の質問に対する回答を記載した書面を次のとおりかがわ電子入札システムにより閲覧に供する。また、第3の2の（3）の場所においても閲覧に供する。

(1) 閲覧期間 令和6年5月24日（金）から令和6年5月31日（金）まで

(2) 閲覧場所 第3の2の（3）の場所

第5 入札及び開札等

- | | |
|------------|--|
| 1 入札書の提出方法 | かがわ電子入札システムで行うものとする
紙入札によることについて市長の承諾を得た者は、入札書提出期間
(第3の2の（2）の時間)に第3の2の（3）の場所に提出すること。 |
| 2 開札の日時 | 令和6年6月3日（月） 午前9時00分 |
| 3 入札書提出期間 | 令和6年5月29日（水） 午前9時00分から
令和6年5月31日（金） 午前9時00分まで |
| 4 開札の場所 | 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1
三豊市役所本庁舎2階 管財課 |

第6 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第7 入札保証金及び契約保証金

- | | |
|---------|--|
| 1 入札保証金 | 入札保証金の納付は、免除する。 |
| 2 契約保証金 | 契約保証金の納付、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を必要とする。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合にあっては、この限りでない。 |

第8 工事費内訳書の提出

- | | |
|---|--|
| 1 入札者は入札に際し、かがわ電子入札システムにより、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書を入札書の添付書類として提出するものとする。
ただし、市長の承諾を得た場合に限り、工事費内訳書を持参により提出することができる。
この場合は、入札書提出期間（第3の2の（2）の時間）に第3の2の（3）の場所に提出すること。 | |
| 2 入札書の金額と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、当該入札は失格とする。工事費内訳書を提出しない場合、又は記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたい場合等その | |

内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。

- 3 工事費内訳書の項目は、設計図書等として交付した設計書の内訳書と同様のものとし、記載内容については、少なくとも数量、金額を明らかにすること。
- 4 工事費内訳書は、返却しない。

第9 入札参加資格の事前確認

入札参加者全員に対し、次のとおり入札参加資格の確認（以下「事前確認」という。）を行う。ただし、入札参加希望者の出席は不要とする。

- 1 事前確認の日時 令和6年5月13日（月） 午前10時00分
- 2 事前確認の場所 三豊市役所本庁舎2階 管財課
- 3 事前確認の内容
 - (1) 第2の1から6に掲げる要件を満たしているかを確認する。
 - (2) 第3の1に掲げる確認書類に不足がないかを確認する。

第10 入札の無効等

- 1 確認資料を期限までに提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったものは、入札に参加することができない。
- 2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。
- 3 入札回数は1回とし、第1の5の金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を超える入札は失格とする。
- 4 入札参加者が1社の場合は入札を中止とする。

第11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内でかつ最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格に満たない金額で入札をした者については、この入札につき失格とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

第12 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- 1 第9の審査により入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、市長に対して説明を求めることができる。
- 2 1の説明を求める場合には、かがわ電子入札システムもしくは書面を持参により提出するものとする。
 - (1) 提出期限 第9の無効通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）
 - (2) 提出時間 電子入札システム稼働時間中。ただし、最終日は午後3時までとする。（電子入札システムの場合）

書面により提出する場合は、第3の2の(2)の時間に第3の2の(3)の場所に提出すること。

- 3 1の説明を求めた者に対する回答は、2の提出期限の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に行う。
- 4 3的回答に不服がある者は、市長に対して苦情の申立てを行うことができる。申立て方法及び期限については、3的回答に合わせて通知する。
- 5 4の苦情の申立てについては、三豊市契約審査委員会が審議を行う。

第13 その他

1 契約の締結

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

- 2 確認資料等に虚偽の記載をした場合や不誠実な行為を行った場合は、措置要領に基づき指名停止の措置の対象となることがある。
- 3 落札者は、資料様式第3号に記載した配置予定技術者から現場に配置する主任技術者又は監理技術者を選任すること。落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な事情でやむを得ないと認める場合の外は、確認資料提出後の当該技術者の変更は認めない。やむを得ず配置技術者を変更する場合は、第2の7に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定者と同等以上の者を配置しなければならない。

4 問い合わせ先

〒767-8585

香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

三豊市総務部管財課 入札・契約担当

電話 番号 0875-73-3003

ファックス番号 0875-73-3022